



第64号 (令和2年7月1日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 立田 英人

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！7月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、前号に引き続き、臨時特例免除申請のほか、公的年金からの特別徴収に係る留意事項について掲載しています。障害年金講座では、市区町村の皆様からご照会の多かった事例等を中心に、受付・点検に係る留意事項を改めてご案内しております。ぜひ、日々の業務にご活用ください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第16回!

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

受付・点検に係る留意事項について

です！

受付・点検に係る留意事項について

障害年金請求書等の受付・点検に係る留意事項を作成しました。

既にご存知の内容もあるとは思いますが、改めましてご案内しますので障害年金事務の参考にしてください。

1. 年金請求書において留意する事項

年金請求書を受付される時に確認していただきたい事項①～③を紹介します。

①年金受取機関欄の確認

正確な振り込みを行うため金融機関の証明等による口座の確認が必要となります。

①年金受取機関		(フリガナ)	コウセイ	ショウゴ
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		(氏)	厚生	省吾
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)		口座名義人氏名		
年金送金先	②金融機関コード	(フリガナ)	ネンキン	③預金種別
	④支店コード	年金	⑤口座番号(左詰めで記入)	
ゆうちょ銀行	金融機関またはゆうちょ銀行の証明	高井戸	本店 支店 山部所 本所	1. 普通 2. 当座
⑥貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明		
記号(左詰めで記入)		記号(右詰めで記入)		
		⑦年金銀行〇〇印 高井戸支店印		

請求書に記載された受取口座の内容の確認を漏らさないよう留意してください。

解説

以下のいずれかの記載又は書類の添付があるか確認してください。

- A：金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明印が押印されている。
- B：預金通帳のコピー（銀行名、支店名、名義人のフリガナ、預金種別、口座番号のわかるもの）が添付されている。
- C：預金通帳やキャッシュカードを目視確認した場合は、「確認した旨の表示」＋「（市区町村）窓口確認者の認印」がある。

(確認のポイント)

- ・コピーが添付できず目視確認をする場合は、請求される方と一緒に記載内容を確認する。特に口座番号の数字が読みにくい場合は、その場で訂正を依頼する。

②加算額の対象者欄の確認

加算額対象者がいる場合、ア加算額の対象者欄、㊦生計維持証明欄の記載や書類の添付を漏らさないように留意してください。

ア 加算額 対象者	①氏名 (フリガナ) コウ、セイ 厚生	②氏名 (フリガナ) ジ、ロウ、カ 次郎	生年月日 年 月 日 1 5 1 2 0 3	障害の状態に ある・ない	診 断
	③氏名 (フリガナ) 氏名	④氏名 (フリガナ) 氏名	生年月日 年 月 日 年 月 日	障害の状態に ある・ない	診 断

ア. 障害認定日請求の場合は障害認定日時点、事後重症請求の場合は請求日時点で、加算額対象者がいるか確認して記載してください。

解説

請求事由を確認した上で、受給権発生日となる障害認定日時点（又は請求日時点）で加算額対象者がいるかを確認してください。障害認定日時点（又は請求日時点）で加算額対象者がいる場合は、記載漏れがないように留意してください。

イ. 障害認定日請求の際で、障害認定日後に子の出生や養子縁組等により加算額対象者が追加となる場合は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」（様式第229-1号）が必要です。

解説

添付書類等が必要ですので、「かけはし 第61号（2020.1.7）」を参照してください。

ウ. 子の障害状態が「ある」とされている場合は、子に係る診断書を添付してください。

解説

加算額の対象となる子がいる場合は、18歳になった後の最初の3月31日まで加算額の対象となります。その子が2級以上の障害等級に該当する障害状態にある場合は、子に係る診断書を添付することにより、20歳に到達するまで加算額の対象となります。

（確認のポイント）

- ・加算額対象者のフリガナや障害の状態（ある・ない）の○など、記載漏れがないか確認する。
- ・受給権発生日を確認の上、受給権発生日時点の加算額対象者の年齢を確認する。
- ・ア加算額の対象者欄に記載がある場合は、㊦生計維持証明欄の記載も確認する。

③加算額対象者に係る添付書類の確認

加算額の対象者がいる場合に生計維持を確認する書類が添付されているか確認してください。

※ 情報連携による住民票および所得証明書等の添付省略については、次頁を参照してください。

生計維持証明																
生計同一関係	<p>右の者は請求者と生計を同じくしていることを申し立てる。 (証明する。)</p> <p>令和2年2月22日 請求者住所 高井戸区 高井戸 ○-○-○ (証明者)</p> <p>氏名 厚生 省吾 (請求者との関係)</p>															
	<table border="1"> <tr> <th>氏名</th> <th>続柄</th> </tr> <tr> <td>厚生 次郎</td> <td>子</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	続柄	厚生 次郎	子											
氏名	続柄															
厚生 次郎	子															
関係	<p>(注) 1. この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者（第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。）の証明に代えることができます。</p> <p>2. 請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。</p>															
収入関係	<table border="1"> <tr> <th>1. 請求者によって生計維持していた方について記入してください。</th> <th>※確認印</th> <th>※年金事務所の確認事項</th> </tr> <tr> <td>(1) (名: 次郎) について年収は、850万円未満^(※)ですか。</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</td> <td>ア. 健保等被扶養者</td> </tr> <tr> <td>(2) (名:) について年収は、850万円未満^(※)ですか。</td> <td><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</td> <td>イ. 加算額または加給年金額対象者</td> </tr> <tr> <td>(3) (名:) について年収は、850万円未満^(※)ですか。</td> <td><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</td> <td>ウ. 国民年金保険料免除世帯</td> </tr> <tr> <td>2. 上記1で「はい」と答えた方のうち、その方の収入はこの年金の受給権発生時においては、850万円未満^(※)ですか。</td> <td><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</td> <td>エ. 義務教育終了前 オ. 高等学校在学中 カ. 源泉徴収票・非課税証明等</td> </tr> </table>	1. 請求者によって生計維持していた方について記入してください。	※確認印	※年金事務所の確認事項	(1) (名: 次郎) について年収は、850万円未満 ^(※) ですか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	ア. 健保等被扶養者	(2) (名:) について年収は、850万円未満 ^(※) ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	イ. 加算額または加給年金額対象者	(3) (名:) について年収は、850万円未満 ^(※) ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	ウ. 国民年金保険料免除世帯	2. 上記1で「はい」と答えた方のうち、その方の収入はこの年金の受給権発生時においては、850万円未満 ^(※) ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	エ. 義務教育終了前 オ. 高等学校在学中 カ. 源泉徴収票・非課税証明等
1. 請求者によって生計維持していた方について記入してください。	※確認印	※年金事務所の確認事項														
(1) (名: 次郎) について年収は、850万円未満 ^(※) ですか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	ア. 健保等被扶養者														
(2) (名:) について年収は、850万円未満 ^(※) ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	イ. 加算額または加給年金額対象者														
(3) (名:) について年収は、850万円未満 ^(※) ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	ウ. 国民年金保険料免除世帯														
2. 上記1で「はい」と答えた方のうち、その方の収入はこの年金の受給権発生時においては、850万円未満 ^(※) ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	エ. 義務教育終了前 オ. 高等学校在学中 カ. 源泉徴収票・非課税証明等														
<p>(※) 平成30年11月8日までに受給権が発生している方は、「160万円未満」となります。</p> <p>令和 年 月 日提出</p>																

- ア. 障害認定日請求の場合は、障害認定日において生計維持関係が確認できる書類を添付してください。
- イ. 事後重症請求の場合は、請求日において生計維持関係が確認できる書類を添付してください。
- ウ. 遡及認定日請求で診断書を2枚添付している場合は、障害認定日と請求日において生計維持関係が確認できる書類を添付してください。

必要となる添付書類は次のとおりです。

生計維持を確認する時点の加算額対象者との続柄、生計同一関係が確認できる次の書類。

⇒ 戸籍謄本（又は、請求者と加算額対象者の戸籍抄本）、
世帯全員の住民票の写し 等

※ 別世帯の場合は、「生計同一関係に関する申立書」が必要です。

解説

生計維持を確認する時点の前年の収入（所得）が確認できる次の書類を添付してください。

⇒ 加算額対象者の所得証明書等（詳細は次頁を参照してください。）

※ 障害認定日請求で、障害認定日後に子の出生や養子縁組等により加算額対象者が追加となる場合は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」（様式第229-1号）が必要です。

加算額対象者の所得証明書の添付が必要な年度について

① 障害認定日による請求の場合

重要
POINT!

障害認定日の前年の所得証明書
(前年所得が確定しない時は前々年のもの)

② 事後重症請求による請求の場合

重要
POINT!

請求日の前年の所得証明書
(前年所得が確定しない時は前々年のもの)

注意

《個人番号（マイナンバー）による住民票および所得証明書等の添付省略について》

マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、情報の取得を行うことにより、住民票および所得証明書等の添付省略を行っています。

なお、以下の方につきましては、引き続き住民票および所得証明書等が必要となります。

- ・マイナンバーにより情報連携ができない方（マイナンバーのご記入がない方等）
- ・平成29年3月31日以前の世帯状況の確認のために住民票が必要な方
- ・平成28年度（平成27年分）以前の所得証明書等が必要な方

情報連携と加算額対象者の添付書類については
「かけはし 第61号(2020.1.7)」の障害年金講座で
ご案内しておりますので、ぜひ参照してくださいね！



各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和2年6月から令和2年10月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和2年 6月

- ▲ (新規) 統合通知書(年金生活者支援給付金振込通知書・支給金額改定通知書)の送付
- (定例) 統合通知書(年金振込通知書・年金額改定通知書)の送付
- (定例) 国民年金保険料の継続免除対象者に係る所得情報の提供を依頼
- (単発) 障害状態確認届(診断書)の提出期限が令和2年7月末日から令和3年2月末日の障害年金受給者に対して、提出期限を1年延長した旨のお知らせの送付

令和2年 7月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付(7月定時分)

令和2年 9月

- (定例) 令和3年分扶養親族等申告書の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。

令和2年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施(ターンアラウンド申請用紙の送付)
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。

令和2年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の臨時特例免除申請ができます。(令和2年7月～令和3年6月) (国民年金部)

令和2年2月以降に収入が減少した場合は、令和2年度サイクル(令和2年7月～令和3年6月)においても同様に申請ができます

対象者

以下、いずれも該当する方が対象になります。(対象者に変更はありません)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
2. 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額(※1)が、国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月)における所得額を12ヶ月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 当年中の所得見込み額が一部免除基準相当に該当する場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。

申請対象期間

令和元年度分として：令和2年2月分から令和2年6月分まで

令和2年度分として：令和2年7月分から令和3年6月分まで



申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※ 申請書②特例認定区分欄「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入します。

2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

※ 令和元年度分と令和2年度分の2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。その場合、申請書は2枚必要となりますが、所得の申立書は1枚記入いただくことで、両年度の添付書類として扱います。

※ 所得の申立書については、次頁の記入例を参照してください。

申請方法

申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。(感染防止の観点から、郵送での提出を推奨しています。)

所得の申立書について（記入例）

以下の記入例を参考に、所得の申立書の記入をお願いします。

この記入例は、令和2年7月に収入が減少した場合（7月給与7.5万円）で給与収入のみの方（世帯主本人）・配偶者なしの場合の例です。

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間	令和2年度分（令和2年7月以降）		
②	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。		
③	被保険者（申請者）氏名 年金 太郎	配偶者（夫または妻）氏名 なし	世帯主氏名 本人
④	被保険者（申請者）の所得見込額 250000	配偶者（夫または妻）の所得見込額 なし	世帯主の所得見込額
提出日 令和〇年〇月〇日 住所 〇〇市〇〇町〇〇1-2-3 被保険者氏名 年金 太郎			

①申請対象期間

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月分）となります。令和2年7月以降に、令和元年度分（令和2年2月～令和2年6月分）を申請する場合は、当該対象期間を以下の通りご修正ください。

令和元年度分

① 申請対象期間 令和2年度分（令和2年7月以降）

②チェックをしてください。

③収入が減少した方の氏名

④減少後の所得見込額（控除後所得）

被保険者、配偶者や世帯主のうち※、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方のみ記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の【裏面】をご活用ください。

※配偶者や世帯主がいない場合や、配偶者や世帯主に減収がない場合には、「なし」と記入してください。

※申請者が世帯主本人の場合には、世帯主氏名の欄に「本人」と記入してください。

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。なお、この面は記入されていなくても構いません。

被保険者（申請者）	配偶者（夫または妻）	世帯主
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1） 令和2年7月 75000	なし	
B 収入見込額（A × 12か月） 900000		
控除等（※2）		
事業収入、不動産収入を有する方		
C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）		
給与収入、公的年金等収入を有する方		
D Bの収入のうち、給与収入、公的年金等収入に係る給与所得控除、公的年金等控除の見込額（12か月分）	650000	
E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記録 250000		

A 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの方の場合の例

・ B欄の金額×40%
※上記式で計算した額が65万円に満たない場合は「65万円」

E 給与収入のみの方の場合の例

・ 給与収入が65万円以下の場合：0円
・ 給与収入が65万円を超える場合：B欄の額 - D欄の額

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

注意事項

- 任意加入被保険者の方ではご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、免除が承認されるとご利用できなくなります。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合は、この所得の申立書がなくても免除申請ができます。（詳しくは「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の裏面をご覧ください。）

申請用紙・所得の申立書

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできます。

<トップページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」バナーより、1.国民年金被保険者の方へのリンク先をクリックしてください>

※ お問い合わせ等ありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

**介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の
特別徴収事務において注意していただきたい事項をまとめています。**

担当課へぜひ回覧ください。

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、各市区町村から国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構（以下「経由機関」という。）を通じて、特別徴収依頼通知（年次）と各種異動通知（月次）（以下「特別徴収依頼通知等」という。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出いただき実施しているところです。

しかしながら、以下の原因により適正に特別徴収が行えなかった事象が発生しております。

作業契機	特別徴収が行えなかった理由
特別徴収依頼通知等の作成時	定められた内容となっていなかった。
特別徴収依頼通知等の情報交換時	送信漏れや操作誤り等により経由機関に正しくデータ送信がされなかった。

つきましては、今回、特別徴収依頼通知（年次）の提出を前に、過去の事例を踏まえた公的年金からの特別徴収における留意事項をご紹介しますので、特別徴収事務をご担当される皆様に、ご活用いただきますようお願いいたします。

特別徴収依頼通知等の作成時
に関する事例

・「Ⅰ データ作成時の留意事項」をご確認ください。➡ 10頁

特別徴収依頼通知等の情報交
換時に関する事例

・「Ⅱ データ送信時の留意事項」をご確認ください。➡ 12頁

(1) 資格喪失等通知の理由について

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知において、転出等による停止とするところを誤って死亡（コード41-01）を原因とする資格喪失として通知すると、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、年金の支払いも停止となりますので、通知を作成する際は十分ご注意ください。

(2) 住所地特例対象者に関する内容について

- ① 市区町村から、日本年金機構に住所地特例該当情報を通知したにも関わらず、年次の特別徴収対象者として送付されてこないとの照会を多くいただきます。

住所地特例該当通知を年次の特別徴収対象者情報に間に合わせるためには、機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、機構に通知する必要があります（令和2年3月の異動情報の経由機関から機構への提出日は3月19日）。

Q：遅れて通知した場合はどうなりますか？

A：年次処理の対象者抽出に間に合わないため、翌年度の住所地特例対象者として特別徴収を行うこととなります。

- ② 年度の途中で特別徴収を中止した場合は、住所地特例も解除され、翌年度の年次処理対象者情報が通知されないことに注意してください。

この場合、機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、住所地特例該当情報をあらためて通知してください。この通知を受けて、機構は翌年度の、住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を市区町村に送付します。

(参考) 令和3年3月の異動情報の経由機関から機構への提出日は3月19日。

- ③ 住所地特例対象者として特別徴収を行っている方が、特別徴収を行っている市区町村に改めて住民登録が行われると、機構から特別徴収追加候補者情報「30-02（住所変更者）」を送付します。

この場合で、介護保険料のみ特別徴収を行っている方に、新たに国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始しようとする場合には、特別徴収継続中の介護保険料についても「31-01（対象者）」として特別徴収追加依頼通知をお願いいたします。

特別徴収継続中であることを理由として、介護保険料を「31-03（非対象者）」で通知すると、特別徴収開始依頼通知が経由機関においてエラーとなり、特別徴収が行えませんのでご注意ください。

※「31-01（対象者）」通知に対して、介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51（相関性エラー）」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。

(3) 特別徴収の対象となる年金について

老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給している65歳以上の方について、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金のみです。

よって、老齢基礎年金の年金額が政令で定める額（年額18万円）以上である場合に、機構から経由機関を通じて各市区町村へ特別徴収対象者通知「00-01（新規者）」または「00-02（継続者）」を送付しています。

※ 例年1月に送付している公的年金等支払報告書の年金額は老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額となっています。そのため、公的年金等支払報告書の金額が年額18万円以上の方であっても、特別徴収対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

次頁から「データ送信時の留意事項」の内容に入りますがここで少し前号の「かけはし」を復習しましょう！



<過去の年次情報交換において適正に特別徴収ができなかった事例> (かけはし第63号15頁)

事例1	特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象（コード01-03）として作成してしまった。
事例2	特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、（委託業者が）経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。
事例3	特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。
事例4	当年（令和2年）に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年（令和元年）に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。
事例5	介護保険料等の特別徴収依頼金額の設定を行う際、端数を含む金額は各種金額欄「金額1」へ設定すべきところ、各種金額欄「金額2」へ設定してしまった。
事例6	住所地特例対象者（コード01-02）として特別徴収依頼通知を作成すべきところ、特別徴収対象者（コード01-01）として作成してしまった。

経由機関に正しいデータを送信するうえで重要なポイントですので、次頁の内容と併せてしっかり確認しておきましょう！

II データ送信時の留意事項

<ご担当者様へのお願い>

市区町村におかれましては、データの取り込み作業手順の確認や経由機関へのデータ送信後の送信結果の確認について徹底いただくとともに、データ作成等を委託している場合は、委託業者への注意喚起や委託業者が作成したデータの確認を複数人で行うなどチェック体制を強化していただきますようお願いいたします。

なかでも、**特別徴収依頼通知（年次）**の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

データの送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかった場合、その対象者については当該年度の特別徴収を行うことができず、普通徴収で対応いただくこととなります。

事例 1

送信時のデータ取り込み作業手順の誤り等により、経由機関に特別徴収依頼通知等データが送信されなかった。

事例 2

経由機関に、特別徴収依頼通知等データを送信したが、送信結果の確認を失念し、送信エラーとなっていることに気付かず、正しいデータを送信できなかった。

事例 3

特別徴収依頼通知等のデータ作成を委託していた委託先の業者のミスにより、誤ったデータを経由機関に送信してしまった。

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先

- ◆ 日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ 03-5344-1100（代表）
- ◆ 年金受給権者からのお問合せ先は、お近くの年金事務所またはねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内願います。
- ◆ 日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に特別徴収に関するQ & Aを掲載しています。
- ◆ 年金受給者の方がインターネットをご利用可能であれば、ぜひご案内ください。
トップページ⇒上部メニュー「年金Q&A」⇒「年金の受給」⇒「全てに共通する制度」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

令和2年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民の皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただく機会として「わたしと年金」をテーマに、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わりや、公的年金の大切さなどに関するエッセイを募集しています。

募集した作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

是非、各地域の皆さまへの周知をお願いいたします。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲載やリーフレットの設置につきまして、是非、ご理解とご協力をお願いします。



●主催、後援

主催：日本年金機構

後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

●応募資格

一般、学生・生徒（中学生以上）

●応募締切

令和2年9月11日（金）当日消印有効

●提出先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 相談・サービス推進部

サービス推進グループ「わたしと年金」担当



※ 詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構 検索 
<https://www.nenkin.go.jp>

広報の広場

市区町村広報紙の原稿にご利用ください！

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

令和2年2月以降に収入が減少した場合、令和2年度（令和2年7月から令和3年6月まで）について国民年金保険料の臨時特例免除を希望される方は、令和元年度の申請をされた場合であっても、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しております。

(参考) 機構ホームページの掲載場所

The image shows two screenshots of the Japan Pension Service (Nenkin) website. The top screenshot shows the homepage with a blue callout box pointing to the link '新型コロナウイルス感染症' (COVID-19). The bottom screenshot shows the detailed page for '新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について' (Temporary exemption of national pension insurance premiums due to income reduction caused by COVID-19). The page lists the following information:

- 1. 対象となる方**
臨時特例による国民年金保険料の免除、遺予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。
(1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと
(2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること
- 2. 対象期間**
令和2年2月以降の国民年金保険料が対象となります。
- 3. 申請の受付開始日**
令和2年5月1日
- 4. 手続き方法**
申請先

地域の独自情報

編集後記

皆さまが大切にしている風習はありますか？筆者の地元では7月1日を「氷室の日」と呼び、無病息災を祈って「氷室饅頭」と呼ばれる酒饅頭を食べる風習があります。毎年当たり前のように行ってきたことですが、消費期限が短いこともあり、東京ではほぼ買えないため地元からお取り寄せしました。果たして間に合うかしら…。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。